

# 厚生委員会記録

1 日 時 令和2年1月9日（木曜日）

開 会 午後 2時19分

閉 会 午後 4時45分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高 田 真 里

副委員長 泉 英 之

委 員 松 井 邦 人

// 金 井 毅 俊

// 大 島 満

// 松 尾 茂

// 橋 本 雅 雄

// 鋪 田 博 紀

// 高 田 重 信

// 高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
生活安全交通課長	森川 知俊
市民生活相談課主幹（調整担当）	豊岡 円
生活安全交通課副主幹（交通安全係長）	平川 元法

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

委員長            それでは、おそろいのようなので、ただいまから厚生委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長            審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、松井委員、金井委員を指名いたします。

                    本日の協議事項は、（仮称）自転車安全利用促進条例についてであります。

                    このことにつきましては、これまで本委員会において検討を重ねてまいりました。

                    去る12月19日（木曜日）に開催いたしました本委員会の冒頭で、自民党会派で作成されました富山市自転車安全利用促進条例（案）の最新版について、高田重信委員より説明を受け、その上で、参考人からの意見を伺い、条例案について協議を行いました。

                    その際、委員より、条例の内容について当局に再度確認したい旨の発言もあったことから、急遽、富山市自転車安全利用促進条例（案）の最新版の内容を踏まえて、担当部局である市民生活部と改めて意見交換を行いたいと思います。

                    それでは、市民生活部を入室させます。

〔市民生活部入室〕

委員長 委員各位に念のため申し上げますが、本日は、委員会の所管事務調査として、本委員会より所管部局の出席を求めたものであります。通常の委員会の進行とは異なり、昨年11月26日に開催いたしました本委員会と同様に、自転車安全利用促進条例（案）等について委員より質問をし、市民生活部が答弁をするという形式となりますので御承知おきください。それでは、委員の皆さんから質問をお願いいたします。

泉委員 まずは、今回、市民生活部に来ていただいた目的としては、前回の厚生委員会で、特にヘルメットの着用に関して、義務化と努力義務化が混在しているという金井委員からの問題提起が一番の柱となっていると思うのです。条例案の第12条にかかわる問題なのですが、まずは当局のお考えを聞いた上で、もしもそれに対する代替案等がございましたら、それも加えて答弁いただきたいと思います。

市民生活部長 ただいまの御質問につきましては、さきの条例案のうち、第12条に定めるヘルメットの着用の促進という施策について、義務であり

ますとか、あるいは努力義務として定めていくことについて、厚生委員会の中でいろいろと議論がなされて、一部、御懸念といたしますか、そういうようなものが示されたというふうに捉えております。

このことに関しまして、どのような条例の内容とされるかは、最終的には当然、議会で御議論の上、決定されるものなので、所管部局として方向性を申し上げるという立場にはございませんが、その上で、条例制定後に個々の施策を実施することとなる事務の当局としまして、現行案において、現在、委員会で論点、争点となっているヘルメットの着用の考え方、想定される事項についてお話をさせていただければというふうに考えております。まず、少し長くなりますが、条例を制定するということについてお話をさせていただければと思っております。

行政の施策等の実施でありますとか、その行政の目的の達成に当たってはいろいろな手法があるという中で、条例を策定するという方法で実施するということ、その中で、市民の権利を制限し、義務を課するということの課題の考え方につきましては、昨年11月の委員会の際にも少しお話をさせていただいているわけですが、今回の議論の根幹的な

事項ということもございまして、改めてお話をさせていただければというふうに考えております。

市、あるいは議会といたしまして、さまざまな行政課題の解決でありますとか、公共の福祉の増進ということを目的といたしまして、課題の解決に取り組むに当たっての方法や手法といったもの、さらには、どういった点まで効果を求め得るかということについてはさまざまであって、いろいろな手法が取り得るというふうに捉えております。

そうした中で、今回は自転車の安全利用等を促進するということを目的として、条例を制定するという手法を取りながら、その中で、自転車の利用者にヘルメットの着用について、義務であったり、あるいは努力義務を課すというような形をとっておられるということだろうと思います。

自転車の安全利用の促進という行政目的を達成するということから、今御提案いただいている条例案の第12条については十分理解できるものというふうには考えております。ただ、その一方で、現行案を否定するというものではございませんが、これが条例である、法令であるというような観点から、次に申し上げる点にも留意が必要ではないかというこ

とでございます。それは、まず条例の制定ということは、地方自治法に根拠を持つ、いわゆる法令の制定であるというところではないかと思っております。

その意味では、条例に規定を設けるということは、たとえば仮にそれが努力義務であったとしても、キャンペーンを展開するといった意味合いよりも重い意味を有するというふうに解釈すべきではないかと考えているところであります。

また、このことは昨年11月の委員会で申し上げたところでございますけれども、自転車の利用対象者は、それこそ幼児から高齢者まで幅広い年齢層であるということ、それから、障害のある人、生活困窮者等、大変多くの方に、しかも日常的に利用されているという状況にあるわけでありまして。

その利用実態といたしましても、商品の配達、行商といったような業務上で使用する場合や、通勤や通学での利用など、いわゆる社会生活を行う上でどうしても欠かせないもの、日常的に頻繁で、不可欠に利用されているというような実態があります。

あるいは、近所へ簡単な買い物に行く、集落内での移動、例えばお隣さんに何か用事があるとか、役員の方が隣の役員のところに行か

れるなどといったようなもの、そのほかにも、軽運動、気分転換というような、使用頻度が少なく、目的も軽易な利用というようなものもあり、その利用形態というものは非常に幅広いということがあります。

場所一道路につきましても、本当に集落内の、車もほとんど通らないようなところもあれば、国道8号など、交通の往来が頻繁といったようなところもあります。

自転車の利用形態だけから申しますと、旅行される方が使われる、あるいは、近隣の市町村の方が多く乗り入れるといった実態もあるだろうということで、非常にいろいろな利用形態がありますが、法令である条例で、義務あるいは努力義務を課すということは、こうした利用の全てに対し一罰則はないということではあるわけですが、ヘルメットの着用を一律に求めるということ、条例という強要性を持つ法令という形で定めていくことになるわけです。

そうした広い利用実態に即しているかといった側面を考慮するならば、今回、自転車の安全利用を促進するという大きな目標の実現に当たっては、1つには、現行のように、条例において、全ての自転車の利用者を対象としてヘルメットの着用の義務または努力義務を



課すというやり方をとるか、それ以外に、例えば条例では、特に保護すべき児童等を対象としておき、その他の自転車利用者については、その条例外の手法において一条例に規定はしないけれども、その着用の促進を図ることも検討の余地があるのではないかということで、前の御議論では、そういうような考え方もとり得るのではないかなと思っております。

今ほど申し上げておりますことは、条例が持っております実効性といった点にもかかわる部分なのだろうと思っておりまして、国民や市民の社会生活において、現在、使い方を習えば多くの方が簡単に自転車を取り扱え、簡便な移動手段ということで皆さん方に認知されております。

さまざまな生活の場面において深く浸透して利用されているという、この現在の自転車の利用実態や市民の認識という部分がある中で、条例という法令の形でこうしたヘルメットの着用を一律に求めるということが、市民感覚や社会状況に合致し、理解されて、最終的に定められたとおりに行われ得るかということには、少し難しい側面もあるかもしれないというようなことも考えるわけでございます。また、条例化された場合、市としましては、

条例遵守のための規制的対応を行っていくことも求められるかと思うのですが、こうした自転車の幅広い利用、さらに、数多くの自転車の利用の実態に一律な対応を行うということは、人員の配置など、どこまで対応ができるのか一なかなかハードルが高いという側面もあるかという考え方であります。

現在、委員会の中で御議論といたしますか、論点になっていることにつきましては、今申し上げたようなことが背景にあつての議論ではないかと思っております、もし今ほど申し上げたようなことを御懸念されるということであるならば、例えば条例が対象とする事項を少し変更するということも、検討の余地があるのではないかとということが当局の考え方でございます。

長くなってすみません。

泉委員

すみません、概念はわかったのですが、この第12条に関して、具体例として、例えばこういう表現がどうだとか、そういったお考えがもしあれば伺いたいのですが。

市民生活部長

それでは、少し具体例として、1つ御提示を申し上げます。今ほど申し上げたようなことで、どのような形が取り得るかということに

ついて、いろいろなやり方があるかとは思いますが、1つの例として少しお話をさせていただければと思います。

もし、今お手元に条例案があればごらんいただければと思いますが、まず1つのやり方としまして、現行の第12条第3項、これは富山県道路交通法施行細則に該当する自転車利用者が、6歳未満の者を幼児用座席に乗車させるときはヘルメットを着用させなければならないという義務規定になっているというものでございますが、現在義務規定となっているところを努力義務規定に変更するという考え方があるかと思っております。

これにつきましては、この条項の制定にかかわらず、道路交通法において、同じ内容の努力義務規定が現在既に定められており、現行案では法律が課している内容を少し上回る義務を求めるような形になっているということでございます。

一般的に、条例で法律を上回るような規制を求めることは、不可能ではないということとはされておりますが、その場合においては、法律に定める目的でありますとか要件といったものと少し異なる形の目的等を持つ必要があるというふうにされているところでございます。

今現在の条例全体の趣旨等からすると、こうしたいわゆる上乘せとなるような規定を設けることは、少し慎重に行うという考え方もあると思いますので、これを義務規定ではなく、努力義務規定とするといったことが考えられるところでもあります。

そうしますと、法律と一緒にしてしまうのではないのかという話もあるわけですが、法令と同様の規定を条例で行うことにつきましては、それは可能であるということでございます。一般的にこうした手法がとられるのは、条例上のその他のいろいろな規定に合わせてこれを規定するというところで、そこで裁定している内容の趣旨の重要性を強調するというような形の意味合いを持つということです。そういう規定を条例中に再度設けるということは可能であるのかなということでございます。

今ほど申しましたように、第12条第3項については努力義務規定にするという考え方により、先ほどの御懸念が少し払拭される面があるのかなということが1点でございます。それから次に、第12条第1項をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、自転車利用者は、乗車用ヘルメット等について、そうした器具を使用するように努めなけ

ればならない—これはヘルメットの着用に対する努力義務というような形であります。

自転車利用者の全てに対し、努力義務ではあるものの、乗車用ヘルメットの着用を求めるといような形になっておりますが、これを削除するという考え方はどうであろうかということでございます。

さまざまな利用の形態があるということは今ほどお話し申し上げたところでありますけれども、個々の利用の実態を問わず、一律に着用を求めるとの合理性、実効性の問題でありますとか、市民の意識を考慮するということであるならば、条例では、今回この規定を設けないということとしまして、例えば先ほど申しましたように、条例ではない別の形、緩やかな形での着用の促進というものの展開でありますとか、現在、国でも新たな法律がつくられたわけですがけれども、国全体での自転車利用のあり方の議論でありますとか、国民や市民の皆さんの理解や意識の進展というものを見ながら、継続して検討するということも1つの手法であるのかなというふうに考えているところでございます。

これが、今ほど申し上げたことに関する1つの大きな対案ということでお話をさせていただいたと思っております。

大島委員 金沢市の条例文が資料にあると思うのですが、第14条で、6歳未満にプラスして中学生以下と高齢者（70歳以上）のヘルメットの努力義務を制定しておられます。富山市はそこまで上げることはできないのでしょうか。金沢市の条例に対してどのようにお考えですか。

市民生活部長 金沢市の条例の第14条第1項は、保護者はその監護する中学生以下の者が自転車を利用するとき、また、6歳未満の者を自転車に同乗させるときということで、後段の6歳未満の者を同乗させるというところは現行案にある規定の部分だと思います。

あとは、保護者がその監護する中学生以下の者が自転車を利用するときにヘルメットを着用させるということにつきましては、現行案の第12条第2項に、保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害の軽減に資する器具を使用させなければならないということで、中学生以下のみならず、未成年まで拡大しているような形になっているのではないかと考えております。

この考え方はいろいろ取り得るわけですが、ここで申し上げたいことが1つございまして、先ほど御説明申し上げました第12条第3項

についてであります。

こちらの規定につきましては、6歳未満の幼児を幼児用座席に乗車させるときは乗車用ヘルメットを着用させなければならないというふうに規定されて一努力義務はどうかと申し上げたわけですが一誰に対して課しているかということ、自転車利用者のうち、県の施行細則（ア）、（イ）に該当する自転車利用者というふうにしているところであります。

この（ア）、（イ）というのはどういう者が端的に申しますと、16歳以上の自転車利用者を指すというふうにされております。

したがいまして、道路交通法及びそれを受けた県の施行細則の考え方では、16歳以上の者であれば、ヘルメットの着用という点に関して言えば、一定の理解、判断ができることから、6歳未満の幼児を同乗させる場合にはヘルメットを着用させることが必要だということを一つの認識として示しているということだろうと思います。

ヘルメットをかぶらせることの考え方一何歳までにするのかというのはさまざまございまして、金沢市では、中学生以下の者が自転車を利用するときには、いわゆる法令に加えて努力義務を課するというような形にしているということだろうと思います。それに比べて、

現行の条例案の第12条第2項につきましては、その部分を未成年者まで拡大するという考え方にしております。

未成年者という考え方につきましては、この条例全体の中で、未成年者に対しては、広く、そして、さまざまな指導を行ったり、監護していく必要があるという考え方が1つあるかと思えます。

ただ、ヘルメットの着用に関しましては、道路交通法の中で16歳以上の者に対して縛っているということであれば、逆に申し上げれば、16歳未満の者に対しては一定の指導が必要となる年齢であるというような考え方も取り得るわけです。

ですから、富山市の今の案の第12条第2項は未成年者としておりますが、今、大島委員がおっしゃったように、金沢市と同じにするならば、この規定を中学生以下、あるいは現行の第12条第3項の規定に合わせるとすれば、16歳未満にするという考え方も取り得るわけでございます。これは、いわゆるヘルメットに関して、どこにそういうことを課していくべきか、保護者が子どもに対してどこまで課していくかというのはさまざまに取り得るわけでありまして、金沢市ではどのような経緯でそうされたのかはわかりませんが、中



学生以下とされているところだろうと。富山市は、現行案では未成年者とされているわけでございます。

さらに申し上げれば、この第12条第3項に合わせるとするならば、16歳以下、あるいは未満というような合わせ方もあるということ、これはまた、それぞれの考え方があるということで御議論いただければいいのかなということなのです。

とりあえず、現行の案では、未成年者というような形で行われているというところかなと考えております。

大島委員

金沢市は16歳以上か未満かということを知っていて、多分中学生というふうにしていただろうと思うのですが、恐らく、中学生が一番事故に遭いやすくて、保護すべき対象ということに殊さら強調するのだろうと思うのです。

この前、富山市中学校長会の会長のお話でも、もし条例ができたなら、子どもたちにはヘルメットの着用とか、保険の加入とかを勧めやすいという御発言もあったように思うのです。ぜひその辺は条文整理の中で1つの課題として一こちらのほうで当然話をするべきなのですけれども一もう少し当局でも研究をしてい

ただければという希望と、平成28年度のデータでは、ヘルメットを着用しているかどうかということで、死亡率に3倍の差があるということです。これについては、例えば高速道路以外の後部座席のシートベルトの着用に似ているのです。していなくても捕まらないと。そういう意味では、ヘルメットをかぶっていなくてもいいけれども、事故があったときは亡くなる危険性が高いというのは誰でもわかっていると。

だから、1つ踏み込んでやるべきではないかというのは私の立場なのですけれども、その辺をどのように思われるか、考えを聞いてもいいでしょうか。

市民生活部長 今の御質問は、ヘルメットの規定の話ですか。

大島委員 はい。規定の義務化、努力義務化ということです。

市民生活部長 それは、何条のどの部分でしょうか。

大島委員 第12条の……。

市民生活部長 第12条全体ですか。

（「第1項」と発言する者あり）

市民生活部長 わかりました。

今ほど申し上げたとおりなのですけれども、自転車の利用の実態は幅広いということがあります。非常に簡易な交通手段というところが、広く社会一般、全体に認識されているという中で、それに即した利用実態があるということだろうというふうに考えております。先ほど申し上げましたけれども、要は「ちょっとそこの、隣のうちまで、用事で行ってくっちゃ」というような感じで行くときに、集落内の全く車が通らないようなところでも、条例で定めるということは法令ということでもありますので、強要性は一定程度持つ、仮に罰則があろうがなかろうが、そういった側面があるだろうと。

そういう中で、今、努力義務とする部分について、果たしてそこが果たせ得るのかどうか一社会実態をどう捉えるかということだろうと思います。それは、いろいろな捉え方があるということだろうと思いますが、その中で、今は努力義務ですが、委員がおっしゃるのは、さらに完全な義務化をするというようなお話というふうに受け取りましたけれども、今ほど申し上げたような社会の実態とい

ったところから、果たしてそこまでハードルを上げるということが、さまざまな利用実態に対して、すぐに受け入れられるような形のものであるのかどうかということについては、少し難しさがあるのかなということ、義務化ということはなかなか難しいのではないかなというのが正直なところでございます。

金井委員

ヘルメットは、外見上、着用すればすぐわかる一方、対価がかかると。かぶる人、かぶらない人、購入する人、購入しない人、やっぱりいろいろいると思います。

その中で、罰則がないということは、どうもそういう流れからいくと、果たしてこの条例そのものに効果があるのかどうかということにもものすごく疑問を感じるのですが、広報活動などでどれくらい広まるのでしょうか。

市民生活部長

今ほど対案としてお話し申し上げましたのは、全ての自転車利用者の方に対しての努力義務規定というものは一旦廃止してはいかかなというようなことを申し上げたところです。ただし、例えば第12条第2項において、保護者に対し、未成年者へのヘルメットの着用を努力義務として求める規定でありますとか、第5項で高齢者、障害者の同居者が必要な助

言をするというような規定につきましては—  
こうしたような規定というものはどこかの法  
にあるというわけではございませんので、そ  
うしたようなことを規定化することによって、  
ヘルメット着用に対するさまざまな取組みを  
進められている方々に対しては、1つの推進  
の力となるというようなことであるのではな  
いかなということであります。

条例全体のこととして申されたというふうに  
捉えるならば、その他の施策についてもさま  
ざまに規定があるわけでございますので、条  
例としては、いろいろな形—個別具体の施策  
をうたうようなケースもあれば、考え方、理  
念というものをうたうというようなあり方も  
ございます。

議会としてどのような形のものを制定される  
のかということは考え方がさまざまでありま  
すが、こういう条例をつくって自転車の安全  
利用の促進をしていこうという意味では、条  
例の存在意義というのは、他の市町村での条  
例制定の例を見ましても、可能ではないかな  
というふうに考えております。

泉委員

今度は表現の方法について少しお伺いしたい  
のです。

今言っていた義務化というのは何々しなけれ

ばならないという表現であると思うのですが、努力義務の中でも、語句の使い方ということがあって、少し強い意味合いの努力義務だと、何々に努めなければならないという表現があります。もう少し弱い表現だと、何々に努めるものとする。2段階あるそうなので、ヘルメットに関して努力義務とした場合に、どちらの表現が当局としてはいいのかということがあればお答えください。

市民生活部長 条例制定上の非常にテクニカルなお話でございまして、今おっしゃったような若干のニュアンスの違いがあるということは、文言をひもといていく中においては、そういうふうな解釈がなされているようなケースがございます。

ただし、努力義務ということの捉え方からしますと、多少表現が変わっていたとしても、あくまでも法令上の位置づけとしての考え方はあまり変わらないというような考え方もございますので、努力義務ということであるならば、いかなる表現をとられても、それはそういう形であるとは思いますが。

ただ、表現としては、今おっしゃったようなことを背景として、より緩やかな努力を求める形であるという意味を表示するという意味

において、そうした表現をとられるということは差し支えないかと思えます。

ですから、努力として求める場合においても、法令とはいえ、とにかく皆さんに広く浸透していくというような意味を出したいのだということであるならば、そうした表現が使われることがよいのかなというレベルでございます。

松井委員

第12条第3項の件なのですが、京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の中で、幼児乗車用ヘルメットの着用については義務化をうたっています。多分そういう目的があって、あえて一京都府に確認したところ、道路交通法では努力義務であるが、上乗せ条例という認識で、それをわかった上で条例化しているとのことでした。

実際、その条例では罰則も設けておらず、制定後も特に問題は起こっていないという回答をいただいています。

そういったことに対して、当局はどういった見解をお持ちなのかお聞かせください。

市民生活部長

現行の規定としてあるものについて、今ほどおっしゃったとおり、法令を超えた形で義務としているということでもあります。

それについて、実態上の差として、いわゆる事実上の行為として何が出てくるかということ、罰則があるわけではありませんので、この規定があって進む、あるいはこの規定があっても進まないというようなことは、もしかしたらあまり大きな差が出ないのかもしれませんが。この規定をいかに利用して、さまざまな施策を展開していくかということにかかるとは思います。

ただ、そうは申しながら、特にこれは行政を執行する側がとる考え方ということでお聞きいただければと思うのですが、やはり法令を超えるような形で条例をつくるということに関して、一定程度のルールといいますか、歯どめ的な考え方として、上乗せ規定のあり方というものについては、これまで富山市として条例を制定する場合には行ってきたということでございます。

今お聞きした限りで申し上げるならば、恐らく京都府のほうは、ほぼ同じような規制のターゲットがあって、同じような規制の手法をとられているけれども、あくまでそれを上乗せ規定、法令を上回る規定として義務規定としているということであったので、そういうやり方が必ずしも否定されるわけではありませんが、法令上の整合性といったような問題



からすれば、でき得れば避けたほうが望ましいのではないかと、これまでの行政が行ってきた条例制定の考え方から御提言を申し上げたということでございます。直ちにそこに違法性が生じるかということは、この場では申し上げることができませんので、そういう手法はないわけではないということで京都府がとられたものであるという中で、富山市のこれまでの条例の制定の考え方を申し上げたということであります。

橋本委員

アヴィレ、そしてレンタサイクル等々が本市にはありますが、この第12条第1項を外すことによって、それらへの影響がなくなると理解していいですか。

市民生活部長

構成としまして、自転車利用者に直接、義務または努力義務を課している規定というのはこの第12条第1項だけであります。当然、アヴィレには高齢者や障害者の方も乗られるわけですけれども、現行、例えばこの第4項につきましては、同居者が、高齢者等に対して必要な助言をするように努めなければならないという構成をとっているわけで、ヘルメットを直接かぶるよう努めなければならないということよりは、若干トーンが下が

ったような形になっている状態かと思っております。

今、アヴィレというお話で申し上げれば、高齢者の方も乗り得るわけですがけれども、高齢者には、一定のそうした助言というような形で縛りがあるということ以外で、この第12条第1項の規定がなくなるということからすれば、アヴィレの今の自由な利用方法というようなことは、今後とも一定程度担保されるということであろうかと思えます。

ただ一方で、本来、自転車に乗るときにはヘルメットを着用してほしいという考え方はありますので、全く縛らないということではないのだろうということはあると思いますが、直ちに何らかの影響が出るという側面は薄くなるのではないかと理解しております。

高見委員

私はあまり詳しいことはわからないのだけれども、自転車という言葉から想像すると、昔からの二輪車を想像するわけなのですが、今の世の中、三輪車があって、三輪車で宅配をやっている事業者も市内にいるわけですよね。そういうものについてはこの条例ではどういうふうに対応していくのですか。

生活安全交通課副主幹  
(交通安全係長) 道路交通法上、自転車についてはどのように定義づけされているかと申しますと、ペダルまたはハンドクランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車となっています。

高見委員 二輪以上ということ、三輪車も入るということですね。

生活安全交通課副主幹  
(交通安全係長) はい、そういうことになります。

高見委員 そういった車種への対応というのは、この条例を適用していくのですか。

生活安全交通課副主幹  
(交通安全係長) この条例では、自転車ということしか規定しておりませんので、それは三輪車であろうが、タンDEM自転車であろうが、適用されていくということになります。

高見委員 道路交通法では、例えばタンDEM自転車だとか三輪車は歩道を走ってもいいことになっているのですか。

生活安全交通課副主幹  
(交通安全係長) 歩道を走ることができる自転車は、自転車の中でも、さらに普通自転車ということで、長さだとか幅、あとサドルが1人分しかないな

どということになっているわけですし、三輪車については、幅が規定内ならば普通自転車に当てはまることがあるのかもしれませんが、タンDEM自転車については普通自転車に該当しませんので、歩道上は通常走ることとはできないということになります。

高見委員 今の、富山市という話の中で、タンDEM自転車だとか、いろいろなものを富山市では進めているでしょう。そういったものもやっぱりある程度包含したような形の中でこの条例を考えていかないと—それは別ですという形で考えるのはいかなものかという思いがあるのですけれども。

生活安全交通課副主幹  
(交通安全係長) タンDEM自転車を市で貸し出しているのは知っておりますけれども、貸し出すところで必ずヘルメットなどを用意したり、当然、保険にも加入はしておりますので、今、議員の方々に御検討中の大きな柱である保険加入、ヘルメットについてのことは、タンDEM自転車はクリアしているものと考えています。

市民生活部長 自転車の利用については、今おっしゃったような歩道での運行といったような話もありますが、今回お決めいただくのは自転車の安全

利用の条例ということで、どこを走るということよりも、安全にどう利用していくかという条例です。この条例の第2条第1号で自転車を定義しているわけですが、今ほど申しましたように、タンDEM自転車であれ三輪車であれ、ここに含まれるということになっております。

この条例全体の中では、そういったようなものも全て対象となっているということですが、走るということはこの条例の外側にあるものですから、これは別の、道路交通法であったり、いろいろなところで一こうした場合、これは走れたり走れなかったりというようなことはあるわけですが、今回の条例としては、自転車という意味では一律の取扱いになるものと考えております。

高見委員      それともう一つ、今、道路交通法のお話もお聞きしたのですけれども、条例を定めることについては、やっぱり県の公安委員会なり、あるいはそういった関係機関とのいろいろなすり合わせというか、意見交換会などを経た上でやっていくべきではないかと思うのですが、それはどのように思っていますか。

市民生活部長      私がお答えしていいのかどうか、ちょっと…

…わからないです。

高見委員 この条例をただ単に市だけでつくっていいというものではないと私は思うのですよ。やっぱりそういうところの意見も全部踏まえた上でやっていくべきだという思いで私は質問したのであって、市の当局として、それは別ですよ、議会で決められればいいですよという考え方なのかどうなのか。

市民生活部長 今、成案としてどのような形になるかということはまだわからない中で、ある程度のものが見えましたならば、最終的に我々のほうでも何らかのことのやりとりは必要かとは思いますがけれども、現段階で、私どものほうで確認をとるといようなことについては、ちょっとまだ早いのかなということでは考えております。

高田 重信委員 今、次期富山市自転車利用環境整備計画の次年度策定に向けて、いろいろな資料もたくさんいただいて読ませていただいた中で、委員会の資料1の中には、目的は4つ、「はしる」「とめる」「いかす」「まもる」があると。私たちは、まさしくこれを重点に置きながら、頭に置きながら、条例案をつくったというこ

とを、まずは御理解いただきたい。

そういったことも含めながら、市とすれば、こういった計画を、そして今、議会側として条例をつくろうとしている中で、今後そういったところの整合性というか、条例をつくったことよっての計画への影響があるとか、どうも差しさわりのあるとか、そういった観点は今のところ何かありますか。

いろいろな資料を見ると、自転車に関する近年の動向というところで、私たちが今この条例でうたうようなこともしっかり書いてありますので、そこら辺も踏まえて、どういう判断をしておられるのでしょうか。

市民生活部長 今の現行計画については4つの柱があるということで、特に安全利用の側面と申しますと—今後、どのような柱立てになるのか、現行と必ずしも同じになるかどうかということは定かではないわけですが、仮に今と同じような柱であるとするならば、「はしる」「とめる」「いかす」「まもる」のうち、「はしる」と「まもる」といった側面に、こうした安全利用の部分が関与してくるのではないかというふうに考えております。

この条例が制定されることになれば、そうしたことも計画の中には当然盛り込んでいくこ

とになろうかとは思っております。

実際、計画の中にどこまで細かい部分を織り込んでいくのかということは、またちょっと違うことになりますけれども、今、議会のほうでお考えになっておられる安全利用の部分の中で、とりわけヘルメットであるとか、保険の加入といったようなことについて、強い方向性をお示しになられるということであれば、そうしたようなことを計画の中に当然反映していくような形になるのではないかなというのが今の見通しでございます。

泉委員

もう1つだけ。

第12条から離れて、第2条第5号の学校の定義のことについて、学校教育法云々と書いてあります。これは基本的に高等専門学校や大学とかも含まれ、第16条にある啓発活動に協力していただく学校になります。

基本的には高等専門学校あるいは富山大学なども含めて、そういったところに協力していただく、要は巻き込むという話になるので、これに関する違和感などはありますか一なければいいのですが。

市民生活部長

第2条第5号において、学校という文言があり、さまざまな場所に出てくると考えており



ます。

例えば第3条第3項でありますけれども、安全利用促進は、市や保護者、学校との相互の理解と連携のもとに協働して行わなければならないといったときに、学校に対する自転車の安全利用の推進という点において、学校に期待するものをどこまで求め得るかということであると思います。

先ほどお話がありましたように、子どもたちの判断の段階というようなことはあろうかとは思いますが、学校という、いわゆる教育、指導するような機関において、それは大学生であったとしても、そうしたような役割を求めるということについては、それは十分考えられ得ることなのかなと一大学生レベルとしましても、自転車の安全利用に関しては理解度がいろいろと違うということも想定されるということであるならば、そうした役割を学校に求めるということで学校の範囲を大きく広げるということに関しては、いわゆる条例の他の規定の考え方から、特段、異質といえますか、そごが生じるということはないのではないかなというふうに考えます。

金井委員

法令より条例を厳しくするという点においては、それなりの環境というか土壌、その地域

の特性みたいなものがあるのではないかなと思うのです。交通事情であったり、道路関係であったりです。

ですから、富山市が法令より強い条例をつくる環境があるかないかをお聞きしたいのです。何かそういう土壌的な一交通事故、自転車の事故が頻繁にあるとか、あるいは、その被害がたくさん出ているとか、おそれがある、そういうものではなくて、現実にはそういうふうには重くしなければいけないというような環境があるかないかということは、どういうふうに思われますか。

市民生活部長 仮に、現行の第12条第3項のところではありますが、先ほど申しましたように、国の法律よりも上乗せになるという部分、そこを努力義務にすることとなりました場合には、条例が法令を上回る規定ぶりになっている部分というのは一つもないということになります。そうした場合、いわゆるこの条例そのものは、市民に向けて、自転車の安全利用に対して、さまざまな安全利用ということを求めていくという形の条例になってくるということであり、それはどういった意味があるかと申しますと、特段、上乗せをするということではございま

せんので、富山市としても、現に自転車による被害というものは減少しているとはいえ、まだ引き続き発生している。あるいは、一旦事故が起きれば大きな補償が必要となってくるということも現にあるという中で、まずは、そういう課題といったようなものがあるということに関して、解決するためのさまざまな提言とは申しませんけれども、いろいろな施策をここで提案していくということについては、それは現に行政課題があるということであるならば、そうしたことの解決に向けて条例を制定するということは十分可能であることではないかなというふうに考えております。

松井委員

関連して、今、富山市では、公共交通を活用したコンパクトなまちづくりを主要政策として掲げています。その中で、それを実現していくために、自転車とか、歩行者の環境はどのようにしていかなければいけないのか、また、そういった必要性がなくても、低くても、その主要政策が実現できると考えているのかどうかをお聞かせください。

市民生活部長

現在、富山市ではコンパクトシティでありますとか環境モデル都市といったような取り組みをしているということでございます。

市民生活部といたしましては、そのうち、今現在お話に上がっております自転車の利用ということについて担当しており、特に安全利用ということが一義的でありまして、それに附帯いたしまして、現在の計画では「いかす」という言葉において、さまざまな利用を展開するという側面においても行ってきているということでもあります。

現在の取組みといたしましては、条例を制定してまでの展開ということまでは、市では今まではやってきておりませんでした。今、国のほうで法令がつくられまして、各県、市等に計画の策定ということを求めておりますが、富山市としましては、既に10年前から自転車利用の計画ということで、自転車利用の促進というようなことに取り組んできたところでもあります。

現在、計画に載っているもの、載っていないものも含めまして、例えばアヴィレでありますとか、タンDEM自転車の利用、あるいは走行空間の設定といったようなことを行いながら、少しでも自転車の安全な利用の促進ということに努めてきているという中では、最終的には、今現在、富山市が向かっているコンパクトシティでありますとか、環境に対する都市への取組みということに資するものにつ

ながっていくのではないかというのが、今現在の考え方であります。

泉委員

今、宮津次長がいらっしゃるので、警察の立場として一第12条のことにに関して。富山県警の所管は、全市町村を含むわけですから、富山市だけが初めての条例を制定するというに当たって、県警の立場において、第12条の努力義務、16歳未満といった年齢制限のようなものが加わった上で、警察官としての立場だと、そのままでいいのではないかという考え方は一ちょっと言い方が変ですけれども。

市民生活部次長  
(生活安全交通・  
防災危機管理担当)

私の立場でお答えしていいのかどうか、ちょっと微妙なのでわかりませんが、そういった条例ができれば、努力義務であれ、恐らく指導しなければならないと思います。一応、法令ですから。

泉委員

ということは、例えば他市町村では、警察官が帽子をかぶっていて、富山市で努力義務であっても……

市民生活部次長 警察官がヘルメットをかぶるのかということ  
(生活安全交通・ ですか。  
防災危機管理担当)

泉委員 そうです。警察官のお立場として、どうでしょうかという話なのですから。

市民生活部次長 即答できるわけではないですけれども、条例  
(生活安全交通・ ができれば、やっぱりかぶることになるのでは  
防災危機管理担当) はないかなと思います。

泉委員 努力義務であってもということですか。

市民生活部次長 ちょっと何とも一お答えしかねます。  
(生活安全交通・ ただ、警察の勤務にも特殊な部分がありまし  
防災危機管理担当) て、ヘルメットをかぶって現場へ行くことで  
どうしても不都合が生じる場合とか、遅れる  
場合、いろいろなことがあるので、最初から  
最後までずっとヘルメットをかぶって自転車  
に乗るということは、もしかしたらできない  
かもしれないです。業務に支障が出ることも  
あるかもしれません。そうなるときに、ちょ  
っとどうするのかなという思いがあります。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめ  
ます。

それでは、市民生活部に退室していただきますので、しばらくお待ちください。

〔市民生活部退室〕

委員長           それでは、これまでの検討過程と、今ほど市民生活部から答弁がありました条例案への見解等も含めて、（仮称）富山市自転車安全利用促進条例（案）について、委員の皆さんから自由に御意見をお聞かせいただきたいと思います。

どなたからでもよろしいので、挙手をお願いいたします。

松尾委員           すみません。今、自由にと言われたのですけれども、今までも議論をしてきて、恐らくヘルメットのことが中心になるのかなというふうに思っていますので、自由にというのではなくて、ヘルメットに関しての議論を先にしたほうがいいのではないかと思います。

委員長           わかりました。

では、この第12条に関することで意見があれば。

橋本委員           先ほど市民生活部の御意見を伺いました。そ

れを受けて、この第12条というものはどう考えていけばいいのですか。要するに、第1項は削除したらいいのではないだろうかとか、それをもとに話をすればいいのですか。

委員長

今、皆さんにお配りしてある一昨年の暮れにお配りしたままになっていると思うのですけれども、それに関して、市民生活部のお話なども受けながら、第1項についてはこう思うなどということそれぞれ言っていたきたいなと思っています。

橋本委員

わかりました。

泉委員

確認なのですが、提案は大体大きく3つに分かれていました。まず、第12条第3項の義務化を努力義務規定にすることが1つ、それと、第1項は、要は自転車に乗る人全部を網羅してしまっているんで、そこは未成年者、あるいは16歳未満と表記するいう……すみません、16歳未満のことは第2項ですね。

(「第1項は削る」と発言する者あり)

泉委員

第1項はまず削るということですね。それで、



3番目が、第12条第2項として、未成年者という表記があるところを16歳未満とするというような大きく3つの提案だったと思うので、それに関して、まず議論をしていただければと思いますけれども。

委員長 1項ずつ確認します。第1項についてはいかがでしょうか。

高田 重信委員 自民党としては、第1項を抜いても特に一それと、6歳未満の部分は「努めなければならない」という表現でもいいのかかと。

委員長 今、高田 重信委員のほうから、第12条第1項については取り下げる、自転車利用者全体に関するヘルメットの努力義務はなくてもよいということと、6歳未満の者を自転車に取りつけられた幼児用座席に乗車させるときは第3項で義務規定にはなっていますけれども、ここは「着用させなければならない」から「努めなければならない」という努力義務に落とすという方向でもいいという案が出ておりますが、ほかの委員の皆さんはどのように考えられますか。

金井委員 そのとおりで賛成です。

委員長           ほかの皆さんはどうですか。

松井委員       高田 重信委員の意見にちょっと追加という形になるのかもしれないですけども、第12条第1項を取り下げる上で、第11条に、当初は、反射器材の設置という形で書いていたのですが、そこに、例えば安全利用の促進ということで「自転車利用者は反射材その他の交通事故を未然に防止する器具を使用するなど、安全性に配慮して自転車を利用するよう努めるものとする」と、努力義務とかではなくて、安全利用の促進をうたうという形で持っていければ、よりスマートなのではないかなと思っています。

委員長           もう一度、ゆっくりと言っていた方がいいですか。第11条ですね。

松井委員       第11条は、反射器材の設置ということで、それは事故防止のための器具として記載させていただいていた部分があったのですが、第12条にはヘルメットのことが記載してあったので、この第12条第1項をなくすときに、自転車全体の安全利用の促進という観点で、第11条に、反射材その他交通事故を未然に防止する器具を一これがヘルメットの意味合

いなのですけれども一使用するなど、安全性に配慮した自転車を利用するよう努めるという形でうたえばいいのかなと思うのですが。

高田 重信委員 車輪の側面に反射材を備える等となっているので、この「等」のところの追加として「その他の交通事故を未然に防止する器具」ということですよね。  
反射材以外もということの中で、その「等」のところをつけ加えると。ただ、それは案で—「等」でいいのかなともあります。

金井委員 この反射器材というものは、自転車そのものにつけるもので、ヘルメットは自転車とは別だと思えます。だから、この項目ではちょっと無理だと思えます。

松井委員 当初、第11条は反射器材の設置というタイトルになっていたのですけれども、安全利用の促進という形で名称変更して、全体として安全に利用していただきたいという趣旨のことをうたえばいいのかなという提案です。

金井委員 安全利用の促進なら、ヘルメットの着用をそのまま書いてもいい、その言葉を入れていいと思えます。

橋本委員

ちょっと整理しようかなと思います。

第11条は、自転車をどう安全な自転車にするかということではないかなと思うのですよね。利用するに当たって、自転車をどういうふうに安全な自転車にしようかということだと思うので、金井委員が言われたように、ヘルメットとはまたちょっと違うような意味合いを持つような気がするのですよ。

この自転車の安全利用には、具体的にどういうことがあるのかというイメージが湧かないのだけれども、側面に反射材をつけるというのは1つは理解できる。ただ、後面にはもう反射材がついているのは当たり前だから、側面につけるということが1つ安全になるということで一ほかに何かあるのかな。

高田 重信委員

あと、後ろのブレーキのところがぴかぴか光るものとか、いろいろな器具が出てきています—それを反射材というのかというと、ちょっと疑問ですけれども。

松井委員

安全に使用するという中で、今、高田 重信委員が言われた、ぴかぴか光るものもあれば、例えば子どもものものと肘当てとか、そういったものを使っている保護者もおられるので、それらも含めて、安全性を高めて利用してほ

しいということで、文言として書きたいなという思いで、今考えています。

委員長

今、第11条のタイトルが反射器材の設置から安全利用の促進ということで、前は反射器材の設置に関することだけだったところを、それも含めた安全利用の促進という形にして、「反射材その他交通事故を未然に防止する器具を使用するなど、安全に配慮した自転車利用に努めるものとする」ということが松井委員の提案なのですけれども。

松井委員

先ほど金井委員が、そういうものだったらヘルメットも入れていいよということ言われたのですけれども、そうすると、第12条との整合性が出てくるので、あえてヘルメットという文言は記載しない形で、安全性に配慮した自転車を利用するよう努めてもらうという形の文言にさせていただいたほうがいいのではないかなと思います。

高見委員

安全利用といったらものすごく範囲が広がってくるのです。乗り方も、装備も出てくる。だから、どこに重点を置くのか。例えばさっきから話が出ている、ぴかぴか光るものや反射材などというものは、安全利用のための装

備の促進だと。

松井委員　それで、第11条を「反射材その他交通事故を未然に防止する器具を使用するなど」と、安全性に配慮した自転車利用という形に……

高見委員　だから、括弧書きの中を直すのだったら一例えば安全利用の促進だったら、第1項にそういうものを入れて、第2項に乗り方を入れるとか。そうなるのではないですか。

橋本委員　ちょっとつまらないことを言ってしまうかもしれませんが、第11条にあまりこだわり過ぎたら、では、安全ではない自転車売っているのかということになってしまうということになるかと思ったのですが。

委員長　第11条はさわらないほうがいいですか。

大島委員　市の当局から言われて、せっかく、それこそ上乗せ条例までという意気込みでやっていたような思いがあったのですが、第12条第1項を削ったほうが条例の制定には早道だということであれば、できれば第6項を一番最初に上げて、「市は乗車用ヘルメットの着用の普及を図るため」という文言を第1項にして

もらいたい。本当は「市及び学校は」というふうに学校を入れて一番最初に上げていただければという思いがあります。

委員長

ちょっと待ってもらっていいですか。

第11条は、前にお渡ししたときの、反射器材の設置のままのほうがいいですか。

第12条第1項をなくすという方向になったときに、先ほどの松井委員の提案があったわけなのですが、反射器材の設置は反射器材の設置だけで、第11条はよろしいですか。

高田 重信委員 こだわりません。

委員長

そうすると、先ほど市民生活部からの意見もありましたけれども、第12条第1項をなくす形でいいかどうか、議論していただきたいのですが、これに関しては、「自転車利用者は」と、全年代の人にかかっているのです。これはちょっと実態としてきつい、無理があるのではないかと、そうなったときにこの条例がどうなのかというところも考えていったときに、第1項は削除という形で、皆さんはよろしいですか。

大島委員 気持ち的にはよろしくないのですが、それをもし削るということになれば、第1項が「保護者は」というふうに繰り上がります。保護者に対して先に言うものではないだろうと、やっぱり今の第6項を第1項に上げて一私は「市及び学校は」というふうにしてほしいのですが一ヘルメット着用の普及を図るとするのは、一番最初に努めなければならないのではないかというふうに私は思います。保護者が一番最初ではちょっとかわいそうな気がします。

削るという条件があるとすればです。削りたくありませんけれども、涙をのんで削るとすれば。

委員長 第1項はなくすという方向で一反対と言ったらおかしいですけれども、どうしても残さないといけないという方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

委員長 今、第12条第1項がなくなったという状況で、第1項に「保護者は」という文言が入るのですけれども、これに関して、今、大島委員のほうからは保護者の前に「市は」というものが前提にあるべきではなかろうかという



話ですけれども、どうですか。

金井委員 そのほうがスマートだと思います。賛成です。

(「賛成です」と発言する者あり)

泉委員 やっぱり富山市の条例だから、まず市の責務を記載するということです。

委員長 そうしましたら、ちょっと整理します。  
第12条第1項がなくなりました。新しい第1項に、前の第6項だった「市は、乗車用ヘルメットの」云々という形で上げさせていただくということで、第2項が「保護者は」ということですね。  
最初に話が出ていた第3項の義務規定は努力義務規定にという案が出ておりますけれども、こちらについてはどうでしょうか。  
6歳未満の者を自転車の幼児用座席に同乗させるときには、乗車用ヘルメットを「着用させなければならない」か、「着用させるよう努めなければならない」か。

金井委員 努力義務に賛成です。  
先ほども言いましたが、ヘルメットは対価を伴うもの、そして罰則がないということで、

やっぱりする方、しない方、遵守する方、違反とは言わないですけれども、守らない方、そういった不平等が生じるおそれがあります。小さい子どもにとってそれは本当に苦痛であり、成長にも不安を感じます。ですから、努力義務と。しなければならぬということは、しないと違反になりますから、そういったことは避けるべきだと思います。

松井委員

もともと義務規定という形でうたった理由は、万が一、自転車に子どもを乗せていて倒れたときには、安全用装置、シートベルトもしているの、子どもは身動きできない状態で倒れると、やっぱり直接頭をぶつける可能性があるの、それを保護者の方なりに意識してほしいという思いで記載しています。

正直、本当は譲りたくないのですが、例えばこの条例は努力義務という形にして、ただ、条例の概要版などで、あえてそこに触れて意識啓発をするということ、目的を達成できる部分があるのではないのかなというふうに思いますので、そうであれば、努力義務という形でもいいのかなと思っています。

保護者の方たちに意識を高めてほしいということが本来の主たる目的で、その目的が、表現の仕方や伝え方で高められるかということ

が一番大事だと思っていますので、努力義務でも構わないのかなと思っています。

委員長

第12条第3項に関しては、「着用させなければならない」の部分を「着用させるよう努めなければならない」に変更するということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それと、未成年者の部分ですね。

今、義務規定から努力義務規定に改めた第3項について、富山県道路交通法施行細則に該当する自転車利用者は16歳以上となっているというのが、先ほどの市民生活部からの説明でした。

その16歳以上の人、子どもを乗せるときはヘルメットを着用させなければならないとなっているので、第2項の「未成年者」のところを、その監護する16歳未満、もしくは中学生以下にするという話も出ていました。そのように限定すると、よりいいのではないかという話がありましたけれども、これに関しては、皆さんはどのような御意見でしょうか。

鋪田委員

1つの考えとしては、例えば道路交通法の中で16歳という年齢の境は、多分、原付免許の取得について、社会的責任は果たせるのではないかというところと、あとは、もちろん中学を卒業されて働かれる方の問題もあって規定はされているのですけれども、ここでは何歳と規定するのは非常に難しいところもあるのです。

例えば児童福祉法で規定される児童、これは18歳未満ですので、高校3年生の途中で児童福祉法でいうところの児童でなくなる年齢の方もいらっしゃるけれども、児童福祉法で規定する保護すべき対象者である児童と同じ年齢の18歳未満という考え方もあるのかなというふうには思います。

松井委員

それに少し追加した意見で、高校は普通は18歳で卒業という形になるのだと思うのですが、例えば高校で浪人をした子がいたり、高校生有的时候に、例えば海外留学をして、1年、2年とか遅れて卒業するということを考えると、この保護者というところには、高校へ自転車通学をする子たちのことも含めて対応して、意識啓発してあげたいなという思いがありましたので、あえてここは未成年者という形で、20歳未満という形をとればいいの

かなというふうに思っています。

実際、東海市や京都府も含めて、そういったところは未成年者までというふうにしていたりするので、16歳という道路交通法の解釈もあるのかもしれないのですが、条例にどういふ思いを乗せるかという観点から考えていけばいいのかなと思うので、未成年者でいいのではないかなというふうに思っています。

大島委員      あえて「監護する高校生及び中学生」というふうにしたらどうかなというふうに思います。金沢市では中学生だけなのですが……。

委員長      金沢市ですか。

大島委員      はい。高校生は16歳以上の方もおられますけれども、先ほどちょっとお話ししましたが、未成年者を高校生、中学生というふうに……

（「高校生以下ということだ」「学生ということか」と発言する者あり）

委員長      大島委員、金沢市の条例では「中学生以下の者」ですよ。

大島委員      そうです。ですから、今の未成年者のところ

を「高校生及び中学生」というふうに置きかえるということです。

委員長            ちょっと待ってください。  
高校生と中学生だけにするということでしょうか。

大島委員          そうです。

高見委員          今の件に関して、その「未成年者」の部分だけを議論すればいいのでしょうか。その他の条項で、第13条や第14条にも「未成年者」が入っているのです。  
そうすると、それらの未成年者とここの未成年者はどういうふうに違うのか。一緒の、ひっくるめて未成年者という考え方なのか、未成年者の中でも分けて考えるのか。非常に難しい話ですね。

委員長            今、現状でいけば、この「未成年者」は共通です。幾つか「未成年者」が出てくると思うのですけれども、現状のままということであれば、どこも同じように「未成年者」なのですが……。

高見委員          それはわかるのだけれども、そこで議論して

いるのが、未成年者は中学生・高校生などと言っていると、ほかの未成年者はどうなってくるのかという話です。

大島委員　　すみません、撤回します。条文の整理がつかないものですから。失礼しました。

泉委員　　加えて、富山県道路交通法施行細則第15条の中には16歳以上、16歳未満という区分けをしてあるので、できればヘルメットに関してだけはきちんと一今、撤回されましたけれども、中学生、高校生という曖昧な表現ではなくて、鋪田委員が言われたように、要は、16歳以上は原付運転免許が取得できる年齢だと。だから、原付免許が取得できない16歳未満というふうに、ヘルメットに関してはあえて年齢で規定したほうがわかりやすいのではないかという意見です。

橋本委員　　泉委員同様、ヘルメットに関して言うと、第14条とは少し違うかなと思っています。第3項で「及び」というのが、先ほど16歳以上だと言われたところであって、16歳以上はいろいろなことが理解できるだろうということで16歳以上になっている。同じ条文の中での違いというのはなかなかお

かしいなと思いますし、16歳未満という形が私はいいと思います。

松井委員

ヘルメットに関してはそういう判断なのかもしれないのですが、例えば高校に通うときに、生徒に対し二重の基準ができるというのは、高校に通わせている保護者にとって、逆に混乱するのではないかなという思いがありますので、混乱させないことも必要なのではないかなという思いで、あえて未成年という形で統一していくほうがいいのではないかなと。

例えば高校生で16歳になったから、保護者はもう関係ありませんよというふうにとられるのもまた困るのかなという思いがあるので、未成年という形でくくったほうがわかりやすいのではないかなとっております。

橋本委員

高校生はヘルメットを着用していますか。

(「していない」と発言する者あり)

松井委員

だから、もしこの条例ができれば……。

(発言する者あり)



委員長 松井委員を先に指名しました。

松井委員 委員長が私を指名されましたので発言します。橋本委員が言われましたが、今は、高校生はそうはなっていないのですけれども、こういうことをきっかけに、そういう安全意識を高めてもらうきっかけづくりにはなるだろうという思いがありますので、そういった思いもあって、このようにうたっているというのが今の私の発言の趣旨です。

泉委員 では、16歳の案は撤回します。松井委員の意見のほうがいいと思います。

金井委員 私は16歳で統一したほうがいいと思います。同じ自転車のところで、こっちはこうという区別は一我々はつくかもわかりませんが、交通安全教室の講師などに果たしてそれが浸透するかどうかという一そういうややこしいものは避けたほうがいいと思います。統一したほうがいいと思います。

橋本委員 私も16歳かなと思いますが、もしくは中学生という表現もありなのかなと思いました。

委員長 中学生以下という表現ですね。

橋本委員            そうです。

委員長               これに関して御意見はありませんか。

（「委員長」と発言する者あり）

委員長               ただいま、委員外議員の村上議員から発言を求められております。  
お諮りします。村上議員の発言を許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員            許可いただきましてありがとうございます。  
第12条第3項ですが、正・副委員長はこの細則をごらんになっているからわかると思うのですが、この富山県道路交通法施行細則第15条第1号ア（ア）及び（イ）そのものに、16歳以上の者が幼児用座席に1人乗車させている場合、それから、同じく2人を乗車させている場合と書いてありますので、ここにさらに6歳未満の者を自転車に取りつけられた云々というのは「危険が危ない」ということになるのです。わかりますか。皆さんはこの細則をお持ちですか一持っておられますね。この条文の矛盾をお感じになっていると思う

のですよ。

そのあたりからちゃんと詰めていかないと、これはいかななものかなというふうに思いますので、そういう点も含めて、議論をしていただければというふうに思います。

単純に言えば、幼児用座席に乗せる場合はヘルメットを云々というふうにしないと、15歳の方が乗せたら、ここに当てはまらない。さきの細則には違反するけれども、この条例には当てはまらない。7歳の子を乗せたら、この条例に当てはまらないということになるのですよ。

ですから、別の細則で、16歳以上、それから6歳未満というものを決めているから、ここでそれをうたうのではなくて、ヘルメットについての議論をしていただければいいので、この書き方はいかにも条例らしくなっていますが、そのあたりからしっかり考えていただければと思います。

大島委員

その件については十分理解しましたので、未成年者が自転車を運転及び乗車するときは、というふうに「乗車」を入れればいいかなと思うのですが。

委員長

今、どの部分のことを言っておられますか。

大島委員 「保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転及び乗車するときは」とすれば、そういう小さい子どもでも、乗るときはヘルメットをかぶらないといけないというふうに規定できるかなと思うのですが。

第3項で、結局6歳以下の子どもを乗せて運転するのは16歳以上ということで、非常に危ないということですが、16歳未満の子どもが6歳未満の子どもを乗せて運転するときはこれにかからないということと言われたのでは一すみません、違いますか。

(「基本、15歳は禁止です」と発言する者あり)

大島委員 そうですか。失礼しました、不勉強でした。

高田 重信委員 未成年者という表現にしろ、16歳未満にしろ、他市の条例ではどちらも使われているということがあって、今ここでは一どちらの表現にするかは多数決で決めてもいいと思うので、議員協議会で説明するときに、質問が出たときにはそうなのだということをしっかり説明できれば。

どれが間違いだとか、どうなのかというのは、本当に分かれてしまうと、決まらなくなって

きてしまいます。

委員長 案として今出ているのが、未成年者のまま、16歳未満、中学生以下ということで、委員会の中では意見が3つに分かれているという形です。

高見委員 市民生活部の見解は16歳未満ということでいいのかな。

委員長 もしくは中学生以下ですけれども。これはどう考えられますか。

高田 重信委員 何せきょう決めないと、次の日程とか……。

橋本委員 これは1つの意見に決めるべきなのか。要するに、厚生委員会としてこういった意見があるのだけれどもということで議員協議会に投げていくのですか。

委員長 できれば1つに……。

高田 重信委員 一応、たたき台として条文を書かなければいけないので、3つ併記するか。では、どれを選びますかと。

泉委員 ひっくりかえるということもありますけれども、委員会としては1つの意見に集約したほうがいいと思います。

橋本委員 議員協議会的时候には、こういった意見もありましたということは委員長のほうから説明があるということですね。

委員長 はい。  
では、未成年者でないとだめだと言われている方は。

（「挙手なのか確認を」と発言する者あり）

委員長 この部分について、挙手で確認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 「保護者はその監護する」の後のところですがけれども、未成年者という形のままでいいと思う方は。

（「16歳ですか」と発言する者あり）

委員長 未成年者です。未成年者でいいという方—1

6歳未満か、中学生以下か、未成年者のままかということなのですから。

未成年者か、16歳未満か、中学生以下かでもう1回聞きますので。

橋本委員

16歳未満かなどを聞くのだったら、今さっき村上議員が言われたように、ちょっと整理していかないと一第3項と第2項の整合性をどう持たせるかということも考えていかないといけないと思うのです。

第3項で文言が何か抜けるようだったら全く新しい考え方もできるし、やっぱり第3項と整理していかないと、ということもあり得ると思うのですよ。

泉委員

挙手をしてみて、16歳未満に決まればそれでまた議論を続けていけばいいけれども、今、未成年者のほうが多数だった場合には、そこはまず文言を聞いていくことになります。

橋本委員

反対しているようで悪いですが、この第3項で、例えば（ア）及び（イ）などが残るようであれば、どういう形になるかわかりませんが、16歳以上という言葉が残ります。そういった中では、やっぱり第2項は16歳が正しいかなと、私はそう思うけれども、も

しこの16歳以上という言葉が抜けたならば、第2項は、私は中学生以下でいいのではないかなというような思いがあるから、それによってどちらの意見になるのかだと思うのです。

松井委員

先ほど委員外議員の村上議員から発言がありました。私の認識が足りなくて、どういうことなのか……。

実際、2人乗り用の自転車に関して乗せられる者というのは、15歳以下は基本的に2人乗りは原則禁止なので、それがよりわかるようにという思いでこういう文言を入れたのですけれども、この第3項に入れている理由というのは、やっぱり2人乗りとか3人乗りの幼児用座席に子どもを乗せるときの安全意識を高めるために、同じような文言なのかもしれませんが、条例文として掲げたいという思いであえて載せたので、先ほど村上議員が言われたことが……。

私の能力不足ですみませんが、もう一度、わかりやすくお願いします。すみません。

委員長

委員外議員の発言を許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



村上議員

私は第12条第3項のことを直接言ったわけではないのです。この第3項そのものに問題がありますよということを申し上げているのです。

「危険が危ない」というつくりになっているということ、さらに、こういう書き方をすると、15歳の人、つまり細則に当てはまらない人が違反して乗せた場合にヘルメットを着用させる努力義務がなくなって、この第3項に当てはまりませんよ、違反した上に、さらに違反を許すことになりましたよということを言っているのです。

だから、この第3項はおかしくありませんかということをお願いしたかったのです。

つまり、幼児用座席に乗せる場合は、ヘルメットを必ず一努力義務になろうが—という文言にしないと。余計なものがここに書いてありますよということを申し上げたのです。

第2項とは別の話です。議論があちらこちらに行っていたから混同されるかもしれませんが、この第3項そのものが、ちょっとおかしなつくりではないですかということをお願いしております。

松井委員

今の発言でわかりました。

だから、要は第12条第3項は、例えば、幼

児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないという形の文言にすればいいという趣旨だと思いましたが、それはそれで変更できればと思います。

委員長

話があちらこちらに行きますけれども、第12条第3項で、細則第15条第1号ア（ア）及び（イ）に該当する自転車利用者の部分を消すということは、乗せる人は誰になるということですか。誰であってもということですか。

（「「自転車利用者は」でいいのではないですか」と発言する者あり）

委員長

主語は「自転車利用者は」にして—15歳未満がだめだということは道路交通法施行規則の第15条でもう決められているので、ここでわざわざうたわなくてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

それで、第2項に戻って、年齢について、未成年者か、16歳未満か、中学生以下かと。今の時点の考えで挙手していただければと思

います。

ではまず、未成年者がいいのではないかとと思われる方。

〔挙手 6 名〕

委員長

未成年者がよいという人は 6 人。

次に、16 歳未満がよいと思われる方。

〔挙手 2 名〕

委員長

2 人ですね。

最後に、中学生以下がよいと思われる方。

〔挙手 1 名〕

委員長

中学生以下が 1 人です。

厚生委員会の中では、「未成年者」という言葉が多数という形で、議員協議会の中ではこの分かれたことも含めてお伝えしようと思います。

高見委員

「未成年者」という言葉は非常に曖昧です。

選挙権も 18 歳からですので。

松井委員

今、高見委員が言われたのですけれども、2

022年から成年年齢の定義が18歳になるということがあります。そういった意味では、今は20歳なのですけれども、2022年になると、この定義自体が18歳という定義に変わっていくということは、自動的に法律がそういうふうな基準になっているので、いずれこれは18歳に下がってしまうということはありません。

委員長            そのほかの点で、変えたほうがよい、または、追記したほうがよいと思われる点があるという方がいらっしゃいましたら御発言願います。

鋪田委員            第3条の各号ですけれども、法令文のつくり込みについてあまり知識がないところなのですが、「行わなければならない」となっています。主語に当たる部分がないので、ここについては、ちょっと変えないといけないのかなということと思います。

第3条の第1項から第3項です。「行われなければならない」という書きぶりでないといけないと。

委員長            「行わなければならない」ではなく「行われなければならない」と。

鋪田委員　　そういうことではないかと。

委員長　　第3条は3項とも、全部そうですね。

（「そうです」と発言する者あり）

委員長　　ほかにはありませんか。

松井委員　　第13条の自転車の点検整備及び防犯対策という項目なのですけれども、今のものは「自転車利用者及び自転車貸付業者は」という形になっているのですけれども、そこに事業者も入れたほうがいいのかなど思っているのですが、皆さんに意見を聞いて決めていきたいと思うのですが。

委員長　　第13条は自転車の点検整備及び防犯対策に努めてくださいという条文の内容なのですけれども、ここに、今、自転車利用者と自転車貸付業者だけが入っていますが、ここに事業者を含めたほうがよいのではないかという松井委員からの提案であります。

これに関しては、皆さんどうでしょうか。

泉委員　　「自転車貸付業者」を消して「事業者」とするのですか。

松井委員 追加です。

高田 重信委員 第2条第6号で事業者が入っているので、それをつけ加えるということですよ。事業者は当然といえば当然なのだけれども、それでいいのかな。

(「事業者とはどの範囲を言うのか」と発言する者あり)

高田 重信委員 第2条第6号に書いてあるのですが、事業者としての定義は、市内で事業活動を行う法人及び個人です。

高見委員 それを、第13条で言っていることと一緒に捉え方をするわけですか。  
その事業者というのは非常に定義が曖昧なので、とにかく、市内にある企業が全部点検するのですか。

松井委員 思いとしては、事業で使う自転車は、もちろん事業者が安全を含めて点検整備するのが当たり前なのですが、それに触れておいたほうがよりいいのではと思って。  
基本的に、例えばヤマト運輸などが自転車を利用されているときは、事業者として、点検

整備はもちろんされているとは思うのですが、万が一していない人がいたらという思いで、それを入れたほうがいいのかと思って、皆さんにお聞きしたいという思いです。

金井委員

第13条の第1項から第3項、これは全て、第2条の各号の定める一保護者、学校、事業者、関係団体—この番号で入れて、「第2条(2)から(10)は整備するよう努めなければならない」と。第13条は第3項までつくらなくても、第2条で定めるものが—第4号の保護者、第5号の学校も、点検整備はやっぱりします。第6号の事業者も、第8号の関係団体も交通安全教室で関係があると思います。あとは第9号、第10号と、この5つを入れればいいのではないですか。

第13条は、自転車利用者及び貸付業者、事業者という名目ではなくて、第2条に掲げる各号で、1回で終わるのではないですか。

松井委員

この第13条第2項の「保護者は」というところは、あえていろいろなところに記載して、保護者がやはり自分の子どもたちのことを気をつけてほしいということ意識するために、あえて別枠で「保護者は」という思いで条列文に記載しているので、そこを一くくりにす

ると、この条例のつくる過程での趣旨や思いが崩れるおそれがありますので、「保護者は」という項目は必ず残したいと思っています。もう一つ、同じ項目なのですが、表現のところで修正をしたいという思いがありまして、それは何かというと、第13条の「必要な点検及び整備するよう努めなければならない」という文言なのですが、「するよう努めなければいけない」というのはちょっと変だなと感じますので、「必要な点検及び整備に努めなければならない」という形で第13条第1項と第2項は統一したいと思います。

委員長

今、第1項の自転車利用者及び自転車貸付業者に事業者を含むかどうかという話なのですけれども。

入れたほうがよろしいですか。

大島委員

第2条は言葉の定義なので、金井委員が言われたものにはちょっとなじまないかなと思いますが、その順番として、自転車利用者及び事業者で、次に貸付業者と、事業者を先に入れられたらどうかなと思うのですが。

委員長

自転車利用者、事業者及び自転車貸付業者ですね。



大島委員 その順番で第2条に定義してありますので、  
どうでしょうか。

委員長 それでよろしいでしょうか。

松井委員 すみません、今の大島委員の補足なのですが、  
もし事業者という文言を追加するという形に  
なるときは、条例の書き方としては、第2条  
の定義で第1号から第10号まで書いてある  
のですけれども、その順番どおりに記載して  
いかなければいけないので、自転車利用者、  
事業者及び自転車貸付業者と記載する形です。  
もし追加するという形になれば、そういう文  
言になるというふうに認識していただきたい  
と思います。

委員長 今の松井委員のお話のとおり、「自転車利用  
者、事業者及び自転車貸付業者は」というこ  
とで、事業者を含むということによろしいで  
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかに何かありますか。

泉委員 1つだけ、高見委員がおっしゃったように、

タンDEM自転車というのをどこかで明記する必要があるのか、それとも、道路交通法で、さっき言った二輪や三輪、いろいろなものが含まれるので—この扱いはどうしたらいいのかというのは何かありますか。

松井委員

私も正直な話、第2条の定義の自転車利用者中、「自転車」というところで、富山市はタンDEM自転車のことに触れていたもので記載したほうがいいのかなどという思いでしたのですが、先ほど市民生活部と意見交換した中で、もともと自転車の定義の中にタンDEM自転車も入っていますということをおっしゃられたので、逆にそこを入れると、またおかしくなるのかなと思っていたので、正直悩んでおります。

泉委員

そうしたら、あえて入れないという方向でいいですね。確認です。

委員長

ほかにはないですか。

〔発言する者なし〕

委員長

そうしましたら、少しまとめさせていただきます。

まず、第3条で、先ほど鋪田委員のほうから御提案がありました、全ての項で「行わなければならない」ではなく「行われなければならない」というふうに修正したほうがよいという点。

それから、第11条は現状のまま、反射器材の設置ということで行きましょうと。

第12条に関しては、第1項はまず削除し、新しい第1項には、もとの案で第6項になっている「市は」云々というものを一番上に持ってきましょうと。「市は、乗用者ヘルメットの着用の普及を図るため」云々が第1項になります。

第2項に「保護者は、その監護する未成年者」一今、未成年者は意見が分かれている部分ですけれども、このまま第2項に残すという形でよろしいですね。

第3項は、「自転車利用者は、6歳未満の者を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」となります。

松井委員

その第3項は、「自転車利用者は、幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを」ということになると思います。

6歳未満というのは、基本的に先ほどの16

歳の話と一緒に、もう法律でうたわれているので、6歳以上の者を乗せると違反になります。そうすると、先ほど委員外議員の村上議員が言われたことに該当する可能性があるもので、それも抜いて、「自転車利用者は、幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」という文章が正しいのだと思います。先ほど委員長は、「6歳未満の者を」というふうに言われたので、そこを省いていただきたいと思います。

（「誰を乗せるのか抜けている」と発言する者あり）

委員長

そうですね。

今の松井委員の話にあった、「自転車利用者は、幼児用座席に乗車させるときは」では、誰をとというのが抜けてしまうので、ここについて確認します。

（「委員長」と発言する者あり）

委員長

ここで、委員外議員の発言を許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員      どこか他都市の条例でありましたので、それを調べたほうがいいと思います。探していたのだけれども、今、私の手持ちにないので。それを参考にされたらいいと思います。ついでに申し上げれば、第13条第1項で、「（未成年者を除く。）」というのは、なぜ除くのか私には理解できない。19歳の子が何で点検しないのか、なぜ19歳の子の自転車を保護者が点検しなければいけないのかということをお考えいただけますか。

委員長      今の発言の最初の部分ですけれども、「6歳未満の者を自転車に同乗させるときは」ということは、金沢市の条例にうたわれています。先ほど松井委員のほうから、そこは省いてはどうかという意見でしたけれども。

松井委員      私はそれでいいです。

委員長      では、もう1回言いますけれども、第12条第1項は、「自転車利用者は、6歳未満の者を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」という形にし

ます。

そして、第13条第1項は「事業者」を追加するということで、「自転車利用者（未成年者を除く。）、事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備に努めなければならない」、第2項も「点検及び整備に努めなければならない」という形に変更するところとところが共通で上がったところです。

最後に、村上議員が言われたところで、第13条第1項の「自転車利用者（未成年者を除く。）」、この括弧内の「未成年者を除く」という点に関しては、そもそも最初から入っていたのですけれども。

橋本委員

19歳の人はやっぱり整備できると思うのだけれども、この「未成年者を除く」をもし取ってしまったら、例えば中学生や小学生に責任が及ぶのですか。

小学生に整備—そこはちょっと、どこかで明確にしなければならないかなと。

委員長

これは、何か意図はありますか。

大島委員

第2項で「保護者」を強調したいために、かぶるので未成年者を除くというふうにされた

のではないかなと思うのですが。

松井委員

大島委員の言われるとおりです。

「保護者は」ということを強調するため第2項をつくって、そこで「保護者はその監護する未成年者が」ということをうたっていたので、その整合性のために、第1項を「自転車利用者（未成年者を除く。）」という表現にさせていただいていたというのが趣旨です。

委員長

これについてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長

では、今まとめて、1つずつ確認させていただいたところなのですけれども、ほかに何かありますか。

松尾委員

今の第13条第1項のことで、やっぱりどんな年齢だろうが努めなければならないというのは当たり前のことであって、責任だとか、そういう問題でなくて、そういうふうに教育も受けなければならないだろうし、いろいろな勉強もしなければならないだろうと。

高見委員

例えば中学生であってでも、点検できる者は

点検すると。それは当然、今、村上議員が言ったように、19歳であれば整備点検者は親になりますけれども、それは何をやっているのだということになるから、やっぱり利用者は未成年者であっても点検するものはしっかり点検するという方向に持っていったらいいのではないのでしょうか。

松尾委員      あと、未成年者を除くと書いてあること自体が一別になくても問題はないという部分があるかと思います。

高見委員      自分のことは自分ですということですよ。

委員長          これに対して御意見はありますか。

松井委員      私は、第2項との整合性が必要という思いだったので、別になかったらなかったでもいいのですけれども、保護者としては、より一層、自分の子どものことを意識してほしいという意味で、第2項は入れたいという思いなので、今、松尾委員が言われたように、その括弧書きのところはなくてもいいのかなというふうに思います。

高見委員      第2項は第2項で生かせばいい。



松井委員　　そういう形にさせていただければと思います。

金井委員　　簡単に「父ちゃん、ブレーキきかんわ」と子どもが言うのと一未成年者を除くと書いてある、やっぱりそれはおかしい。括弧の部分是要らないと思います。

委員長　　第13条は、第1項は括弧部分を削除して、第2項はそのまま生かすということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長　　ほかに何かありませんか。

松井委員　　そうすると、今度、第14条第1項も同じような意味合いで記載させていただいたので、ここも括弧書きを抜いたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長　　第14条は保険の加入の件ですけれども、ここに関しても括弧を取りますか。

高見委員　　第14条第1項も第2項も、さっきの第13条第1項、第2項とよく似た感じでできている。それで、子どもにも気をつけさせると。

自分の乗っている自転車は保険に入っているのか、しっかり調べてということです。

委員長 これも第2項は「保護者は」となっています。では、第14条第1項の括弧書きも削除でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それ以外になれば、この程度にとどめたいと思います。

皆さんの御意見を伺いましたところ、さまざまな意見も出ましたけれども、この条例そのものについては、制定していこうという方向性は一致していると受けとめております。

そこで、この（仮称）富山市自転車安全利用促進条例（案）を、今ほど確認いたしました項目については、一部修正の上、本委員会として正式な案として、制定に向け、今後、協議を進めていきたいと思っております。

これについていかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように……

高見委員 1つ心配するのは、厚生委員会は厚生委員会でいいのだけれども、議員提出議案という形に最終的に持っていこうという思いがあるのなら—これは厚生委員会といえども、常任委員会で、一部の議員で議論しているでしょう。だから、もう少し……

委員長 それについて、今からちょっと説明をさせていただきますか。

高見委員 はい。

委員長 なお、今ほどの委員の皆さんからの意見を踏まえた修正案について、来週、1月15日（水曜日）午後1時10分から、再度、厚生委員会を開催し、委員の皆さんへお示しをしたいと思いますので、御承知おき願います。以上で、本日の協議事項を終了いたします。ここで、昨年12月19日の厚生委員会でもお伝えしましたが、議員協議会について再度お知らせをします。前回、委員会終了後に、私のほうから議長に条例の検討過程について報告を行っており、その中で、本日の委員会で条例制定と内容について一定の方向性が決定した場合、条例案について議員各位へ説明するため、議員協議

会を開催していただきたい旨の要請を行っております。

これを受けて、去る12月24日、各派代表者会議において、議長より議員協議会を1月16日（木曜日）午後で開催する可能性がある旨の案内をしていただいているところであります。

先ほど、本委員会として条例制定に向けた協議を進めていくことを決定しましたので、今ほどお伝えしたとおり、来週、1月16日（木曜日）午後議員協議会を開催していただきたい旨を、本日の委員会終了後、議長に改めて要請したいと考えておりますので、御承知おきください。

また、本条例の制定に向けては、市民から広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施したいと考えております。内容の詳細につきましては、次回の委員会でお示ししたいと思っておりますので、御承知おきください。

さらに、パブリックコメントの一環として公聴会を実施したいと考えます。これは、本条例が公布、施行となった場合に、市民や事業者など、広範にわたり義務等が課せられるものとなることから、委員会条例第62条に基づき公聴会を開き、市民や関係団体から御意見などを直接伺いたいと考えてのことでござ

います。

ただし、日程調整の関係もありますので、場合によっては、以前のような参考人招致となることも考えられますが、この公聴会につきましても、次回の本委員会において、内容の詳細をお示しできればと思っております。

また、委員の皆さんには、公聴会で意見を伺いたい関係者等について、次回の委員会で御提案をいただければと思います。

したがいまして、次回、来週、1月15日（水曜日）午後1時10分から開催する厚生委員会では、本日の委員会での意見を踏まえた修正案とともに、パブリックコメント及び公聴会の実施内容についてお示しをし、この後、私より議長に開催を要請いたします翌16日（木曜日）の議員協議会に臨んでいきたいと思っておりますので、御承知おき願います。

松尾委員

今言われたように、この後の方向性といえますか、計画を立ててやっていくべきだと思います。パブリックコメントも本当に重要だと思いますが、パブリックコメントは、各派代表者会議の話を受けて、議長のほうから継続審議にしていきたいと思いますといった話があったと思います。その後に、議長のほうから、では、厚生委員会にということで話があったの

かなというふうに思いますけれども、ちょっと心配なのが、やはり各派代表者会議で、そこら辺の方向性を諮るべきなのではないかなと、それだけ重要な案件だというふうにすごく感じております。

16日の議員協議会、そこで初めて知られる議員の方もたくさんいらっしゃるわけであって、説明というか、ここまでしっかりとしたものをつくり上げてきたという意味でも、皆さんにお知らせはぜひしていきたいというふうに思うのですけれども、そこで初めて、さまざま、ここにおられない会派の方も具体的なことを聞くことになるのだろうなと思うので、そこで、またいろいろな意見も恐らく出るのかなというふうに感じております。

ですから、その後の計画といいますか、もう少し丁寧に、議長とも相談しながら、各派代表者会議で継続していきましようという中で進めてきたことなので、最終的には各派代表者会議で一今、制定に向けてということは理解していただけたとは思いますが、しっかりと諮った上で、そこでまた、この後の予定というものをつくっていくべきなのではないかなというふうに思います。

高見委員

私がさっき言いたかったのはそこなのです。

厚生委員会では、所管常任委員会という形の中でやってきているのだけれども、いない会派の人もおられるから、やっぱりこれは各派代表者会議の中で1回出していただいて、今度どういう手順で進めるという形になってくるのかわからないけれども、その先のことについては、各派代表者会議が済んでから、正式にそこで決めさせていただくという形にしないと—この委員会で、議員協議会まで日を決めてやっても、知らない議員は議員協議会で初めて知って、それはどうなのだという形になったら、それこそ余計ぐちゃぐちゃにならないですか。私はそう思います。

だから、各派代表者会議まではここで決めても、その後のことについては各派代表者会議の中で意見をもらいながら決めていくという形にしたほうがいいと思う。

金井委員

先ほど市民生活部も言われましたが、幅広い年代、恐らく自転車に乗ったことがないという方はおられないと思うので、一番身近な移動手段として、いまだに幅広く利用されるというものでありますから、今言われたように、慎重に、そして用意周到に一步ずつやっていくのが賢明かと思えます。

委員長 議長にきょうの結果を報告し一議員協議会では、まずは皆さんにこの案をお示しして、各派代表者会議を開くのかどうかということも含めて、検討していければと思います。

高見委員 それを言ったら逆なのです。各派代表者会議を先に開いて、そこで各会派代表者の皆さんに話をして、各会派でもこの話を知ってもらわなければならないでしょう。  
議員協議会ではっと広げてしまうよりも、各派代表者会議の中で話をして、そして、そこで今後の日程を各会派代表者の皆さんにも決めていただくと。  
何をそう拙速に進める必要があるのですか。

松尾委員 私が言ったのはそういう意味ではなかったのですけれども一議員協議会で皆さんへ説明というのは、とにかく早くやりたいなという思いがあって、そこでまたいろいろな意見がいただけるのだろうなというふうな予想がつくので、それを受けて、議長にももちろん相談して、議長の判断もあると思うのですけれども、そこでまた厚生委員会で練ってほしいと言われれば、そういうことになるのですが、こちら側、厚生委員会のメンバーとしての思いとしては、1回しっかりと各派代表者会議



で諮っていただいて、各派代表者会議で行こうと言われた上で、厚生委員会に振られたことであれば、そこでいろいろ決定できると思うのですよ。

今、まだそこまで熟していないというか、そういった部分がちょっと……。ここでは非常に熟して、自信を持って進められるものができ上がってきたと思いますけれども、手順という意味でやったほうがいいと。

高見委員 松尾委員の言うことも一理あるのだけれども、ただ、各派代表者会議ではなくして、議員協議会でこれを示して、いろいろな意見が出てきたら誰が答弁するのですか。

委員長 議員協議会の中では、厚生委員会の中で、現状、こういうふうな形で進みましたよという説明をさせていただいて、そこから一パブリックコメントなどもやりますけれども一初めて聞いた人もいれば、ここはもっと直したほうがいいのではないかということで、議員の皆さんから順次聞いていく形になるので、そこで、こうしたらいい、では、それはだめですよとかというやりとりをすることはないです。

（「知ってもらおうというだけの場」と発言する者あり）

委員長           それこそ何もわかっていない方もいらっしゃるのでは、まず、議員協議会でお示ししたいと。

高見委員           もともと知っている議員は、それは知っていると思うけれども、知らない議員は全く知らないという状況の中にいるから、議員協議会では説明するだけで、質問が出てても一切答えないという形でいくのですか。

委員長           質問には、お答えできることはしますけれども、そこで、ここはこうしたほうがいいのではないかと、そこでみんなでかんかんがくがくと、こうだというふうになる予定はしておりません。

高見委員           そういうもめるようなやり方よりも、私は、まず各派代表者会議で、今、厚生委員会でここまで進んだと、各会派代表者の皆様、いかがでございましょうか、各会派でひとつ議論をやってほしいという形で落としたほうが、各会派代表者の皆さんが責任を持った話が出てくるから、余計浸透しやすいのではないかと思います。

松尾委員 実際、高見委員の気持ちはわかるのですけれども、各派代表者会議で細かいことを詰めることはできないので一最高機関、最終的な判断をする機関なので、その前に、議員協議会で、皆様に対してもしっかり説明をした上で、その後、会派でいろいろとまた打合せもされるでしょうし、その後に各派代表者会議をやって、厚生委員会でこのまま行ってもらおうとか、今言うことではないですが、各会派から委員を募って、特別委員会を設置して、そこから条例を決定していこうというのか、そこはちょっとわからないですけれども、その判断をしたほうがいいのではないかと。

高田 重信委員 事務局としては、議員協議会とか各派代表者会議の後先など一今、厚生委員会に付託されていますよね。付託されて、それを発表する場として議員協議会で、委員会で決めましたということの……。

（「付託されたのか」と発言する者あり）

高田 重信委員 付託されたから、今、この委員会を開いているので、発表するという1つの……

松尾委員 付託も曖昧なので、各派代表者会議でしっか

りと付託をしてほしいなという思いがすごくあるのです。各派代表者会議ではそういうことはされていないと思うのですね。

議事調査課副主幹  
(議事係長) 今、各派代表者会議というお話が出ました。各者代表者会議の議事録の確認はしております、その中では明確に厚生委員会という言葉は出てきてはいないと。

(「だから、やっぱり各派代表者会議で最初に話をしなければ」「後先をどうするか」と発言する者あり)

泉委員 私の見解とすれば、きょうで一応最終の案ができて、15日に修正ということなのですが、自民党内もそうですけれども、やっぱり温度差はあります。それで、まず、この内容を周知する場があって、その後に各派代表者会議でもう1回正式にもんでいただくというのが通常の流れで、わかりやすいのではないかと私は思っています。皆さんにこういった条文を提示して一委員会はその1日前なので、事前の提示はできにくいところはあるのですが、そこを皆さんでもんでいただいて、先ほど言ったように、討論

の場にするのではなくて、こういう意見もあるというのは聴取するつもりで、基本的には、委員長が質問に対する答弁をしたほうが流れとしてはいいのではないかと私は思っているのですが。

大島委員　今、皆さん、いろいろな意見がありますから、議案説明会のような形で、厚生委員会としては、こういう流れで、こういうふうになりましたということ、細かいことは皆さん検討の上、各派代表者会議を開くかどうかは、また決めていただければいいのではないのでしょうか。

その場で皆さん方がぱっと見ても、論議をするということもできないでしょうから、議案説明会のようなスタイルで、こういう案、たたき台が出ましたということによろしいのではないのでしょうか。

（「それでいいのか」と発言する者あり）

大島委員　まずは、それでよろしいのではないのでしょうか。

（「紹介するという流れは、一度はやったほうがいいと思う」と発言する者あり）

高見委員 議会とすれば、厚生委員会でこういうたたき台をつくりましたということで各派代表者会議で示して、諮問の結果はこうでありますということを各会派代表者に話をした上で、議員協議会を開くべきではないですか。私はそう思います。

議長からの諮問なのですよ。そうですね。各派代表者会議からではなく。どこかの時点で議長が先に言っておけばよかったのに一言っていないのかな。

高田 重信委員 議長から言われているのだよね。

委員長 そうです。

高田 重信委員 議長から言われたら、各派代表者会議などで諮る必要はないだろうと。

議事調査課副主幹  
(議事係長) すみません、先ほどの私の発言なのですが、再度確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

過去の経緯を確認させていただきたいと思います。

高見委員 順序だけは間違わないように。今、正式にはっきりしてきたけれども、一応、議長から諮

問的な考えで厚生委員会に言われているので  
—各派代表者会議からの正式な付託ではない、  
そういうようなことも踏まえて……

（「委員会とすれば、付託はされた」と発言  
する者あり）

高見委員 条例制定の話だから、やっぱり各派代表者会  
議—さっき誰かが言ったけれども、最高決定  
機関から出てきているのなら、やっぱりど  
んと出してもいいけれども、各会派代表者の  
皆さんに、議長からの諮問でここまでの答え  
が出ましたということをおある程度やっぱり話  
をして、それから議員協議会に持っていくべ  
きだと、私はそう思います。

委員長 私から議長に報告をするときに、今の高見委  
員の意見もお伝えした上で、またお知らせし  
ます。

以上で本日の厚生委員会を閉会いたします。

令和2年1月9日  
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 松井邦人

署名委員 金井毅俊